

「ふくしまプライド。」発信事業（海外）委託公募型企画プロポーザル質問回答書

	質問事項	質問内容	回答
1	任意団体による参加に関して	私は 大学生で構成される学生団体に 所属しており、その団体による当プロポーザルへの参加を考えています。当プロポーザルは、学生団体のような任意団体による参加を認めているのか、お聞かせいただけますと幸いです。	プロポーザル実施要領に定める「4 プロポーザル参加の条件」を満たす場合は、任意団体でも参加は可能です。 なお、参加にあたっては、提案内容の実現可能性を検討するため、必要に応じて団体の定款及びサービス規程、収支決算、業務実施及び責任管理体制、類似業務の実績など、追加資料の提出を求めることとなりますので、予めご了承ください。
2	会場費と装飾費について	SALON DU SAKE 2024及びSIAL Paris 2024の会場費（ブース出展料）と装飾費はそれぞれどのぐらいになりますでしょうか。	現時点の想定は以下のとおりです。なお、変更となる場合もございますので、予めご了承ください。 〔SALON DU SAKE〕 出展料：€14,705（≒250万円） 装飾費：適宜（要相談） 〔SIAL Paris〕 出展料：60万円 装飾費：適宜（要相談）
3	商品代と輸送費について	出展サンプル品の商品代と輸送費(通関含む)については参加事業者様負担となりますでしょうか。それとも本事業費負担となりますでしょうか。	本事業費の負担となります。
		出展サンプル品の量は酒類、加工品それぞれどのくらいを想定されておりますでしょうか。（1商品当たり〇本など）	〔酒類〕（SALON DU SAKE） 60本程度（5蔵×12本） ※予定 〔加工食品〕（SIAL Paris） 未定 ※出展する品目によりませんが、会期(5日間)の試食提供に十分な量を見込んでおります。
		輸送する際は常温輸送で問題ないでしょうか。	常温輸送を予定しております。

	質問事項	質問内容	回答
4	事業者公募について	事業者公募については受託者が行うのでしょうか。	事業者公募は県が行います。
5	現地ガイドについて	必要に応じて現地ガイドの手配とありますが、どのような場面で現地ガイドがご入用だとお考えでしょうか。	現在の仕様では、現地ガイドの利用は想定しておりません。企画提案の中で、必要に応じてご提案ください。
6	捺印について	企画提案書等の正本（表紙）にも捺印が必要となりますでしょうか。	企画提案書への捺印は不要です。
7	予算について	本事業には国の予算は入っていますでしょうか。	委託事業費の1/2が国庫です。（福島再生加速化交付金）
8	精算について	精算時に提出する書類はどのようなものになりますか。	仕様書（案）に記載のとおり、完了届及び収支決算書、その他実績が確認できる書類を提出いただきます。 なお、事業に要した経費については、いつ、何を、何に使用して、いくら掛かったのかを整理し、その証憑と合わせて提出が必要となります。

	質問事項	質問内容	回答
9	再委託について	再委託する際、再委託金額の上限設定はございますか。	<p>上限額の定めはありませんが、業務の全部を一括して第三者へ再委託することは不可です。</p> <p>なお、業務の一部を第三者へ再委託する場合は、事前に県へ協議のうえ了解を得る必要があります。</p>
10	契約について	契約は金額確定型のご契約、もしくは概算契約どちらになりますか。	概算委託契約を想定しております。
11	契約金額について	契約金額に一般管理費は含めても問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
12	契約保証金について	契約保証金の納付義務はありますか。	過去複数年にわたり、官公署とその種類及び規模を同じくする契約の実績がある場合は、契約保証金を免除する予定です。
13	プロポーザル等の提出方法について	参加表明および企画書等は電子メールの提出を受け付けていらっしゃいますでしょうか。	郵送または持参となります。

	質問事項	質問内容	回答
14	類似業務について	過去の類似または派生案件はあるでしょうか、ある場合は案件名をご教示いただけますでしょうか。	令和5年度は、英国（ロンドン）で開催された飲料専門展示会「imbibe live」に出展しております。
		上記類似事業について、報告書は閲覧可能でしょうか。	閲覧はできません。 なお、参考に上記展示会出展業務を含む令和5年度の仕様書を掲載します。
15	委託先について	福島県内または近隣企業を想定しているでしょうか。遠方でも差し支えないかというお伺いです。	企画プロポーザル参加者の所在の想定はありません。
16	業務内容について	2つの展示会の出展費用概算をご教示ください。	前述のとおりです。（質問番号 2）
		出展者の公募は受託者側の業務でしょうか、または貴局のご担当でしょうか。	前述のとおりです。（質問番号 4）

	質問事項	質問内容	回答
17	評価項目について	審査基準内の審査基準について、「本業務と類似の業務の受注実績があるか」との記載がありますが、具体的にどのような種別の類似性が受注実績として評価されるでしょうか。	本事業の仕様のとおり、海外展示会出展業務などの業務を想定しております。
18	参加表明書について	「取引銀行」「加入団体」について、記載目的をご教示いただけますでしょうか。また「加入団体」についてはご想定の団体種別をご教示いただけますでしょうか。	企画プロポーザル参加者の適格性等を確認することが目的となります。加入団体の想定はありません。
		加えて、上記ご回答次第では記載の省略は可能でしょうか。	省略可です。 企画提案書の添付資料として、記載内容は各自ご判断願います。
		「資格」について、入札参加資格（全省庁統一資格）を意図しているのでしょうか。資格にも情報セキュリティ資格や働き方に関する資格等、様々ございますので、具体的にどの種別の資格を想定しているのかご教示ください。	資格の想定はありません。 企画提案書の添付資料として、記載内容は各自ご判断願います。

「ふくしまプライド。」発信事業（海外）委託に関する業務仕様書

1 目 的

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が_____（以下、「乙」という。）に委託する「ふくしまプライド。」発信事業（海外）に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

日本の人口減少に伴い国内の日本酒消費が減っていくことから、海外を新たな市場として見据え、「全国新酒鑑評会9回連続日本一」となった「ふくしまの酒」を、「ふくしまプライド。」というメッセージを通して認知度向上や販路開拓・拡大を図る。

3 委託業務内容

(1) 米国における販路拡大

ア 県産酒取扱コーナーの運営

- ① ニューヨークにあるふくしまの酒専用コーナー2箇所の運営、売上状況の管理を行う。

	店名	住所
1	Union Square Wines	140 4th Ave, New York, NY 10003
2	Landmark Wine & Spirits	167 W 23rd St, New York, NY 10011

- ② ロサンゼルスに設置を予定しているふくしまの酒専用コーナーの設置に向けた調整、設置後の運営、売上状況の管理を行う。また店舗内に県産酒専用冷蔵庫1台を設置する。

	店名	住所
1	Brentwood Fine Wines	11740 san vicente blvd, suite 114+115 los angeles, ca 90049

イ 飲食店及び小売店における消費者向け販促キャンペーンの実施

- ・消費者に対して県産酒の魅力を伝え、既流通銘柄の販路拡大、新規顧客の獲得に繋げることを目的とし、飲食店10店舗以上、小売店5店舗以上において、県産酒のフェア等を開催すること。期間は各店舗とも8週間以上（試飲会を開催する場合は2回以上）とし、米国東海岸及び西海岸それぞれにおいて実施すること。

- ・フェア等の開催に当たり、県産酒の特徴や魅力をきちんと顧客へ伝えられるよう、実施店舗のスタッフに対し県産酒の専門家による事前の研修を行うこと。
- ・フェア等の集客のため、効果的な周知、情報発信を行うこと。
- ・福島県が管理する Instagram アカウント「Fukushima Sake」 (@fukushimasake) において、フェア等開催の告知及び開催状況の情報発信を行うため、必要な情報の提供を行うこと。当該業務については、当該アカウントの運営を行う「県産品デジタルプロモーション基盤整備事業」の受託者と連携すること。

ウ ECを活用した販路拡大の取組

- ・現地ECサイトと連携し、県産酒の魅力を消費者に伝え、販売促進に繋がるキャンペーン等を行うこと。
- ・キャンペーン等開催に当たり、集客のための周知、情報発信を行うこと。

(2) 新たな取組国における販路開拓

ア 現地で開催される展示商談会への出展

- ・県産酒の認知度向上及び新たな販路開拓を図るため、イギリスで開催される「Imbibe Live」(2023年7月開催予定)に福島県としてブース出展を行うこと。
- ・出展蔵は5蔵程度、ブースサイズは3m×6m(18㎡)以上とし、ブースの装飾を行うこと。
- ・通訳の設置等、バイヤーとの商談に対応できる体制を整えること。
- ・参加蔵元(5名程度)の渡航費用を一部負担(上限15万円/名)すること。

イ 日本酒市場に関するセミナーの開催

展示商談会に参加する蔵元向けに、イギリスにおける日本酒市場に関するオンラインセミナーを1回開催すること。

(3) その他

ア 事業の効果分析及び市場調査の実施

本事業の効果分析及び事業実施国への県産酒以外の進出状況等の調査を行い、今後の海外市場における県産酒の認知度向上・販路拡大に向けたレポートを提出すること。

イ 上記の他に、県産酒の認知度向上・販路拡大に資する取組を行うこと。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、事業実施が困難な場合は、甲と協議すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、福島県と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を福島県に納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表
 - ・業務実施体制図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・収支決算書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。